

国際会計基準審議会御中

(社) 日本証券アナリスト協会
企業会計研究会

公開草案「金融商品：分類及び測定」についての意見書

日本証券アナリスト協会の企業会計研究会は、IASBの表記公開草案に対して意見書を提出する。日本証券アナリスト協会はアナリスト教育試験制度を運営する非営利法人で、22,000名の検定会員を擁する。企業会計研究会は当協会の常設委員会で、アナリスト、ポートフォリオマネジャー、公認会計士、学識経験者を含む14名の委員で構成され、国際会計基準審議会（以下IASB）や企業会計基準委員会（以下ASBJ）の公開草案に対して意見を表明するとともに、ASBJや金融庁と意見交換を行っている。

日本証券アナリスト協会は、8月3日にASBJの研究員を講師に招き、表記討議資料についての勉強会を開催した。勉強会には172名の検定会員が参加し、うち110名（64%）は勉強会後のアンケートに回答した。当意見書はこのアンケート調査と、当研究会の委員による議論を踏まえている。なお、アンケート結果は当意見書に添付した。

償却原価法の適用（質問1～3）

金融商品に関する4区分を、時価評価するものと償却原価法を適用するものに2分するという提案は、G20の金融商品会計基準簡素化要求に対するIASBの対応と捉えるならば、基本的にはこれを支持せざるを得ない。この結果、証券化商品の相当部分が時価評価対象になることは妥当であると考えられる。簡素化にあたって、償却原価法適用金融商品について時価を注記する必要があることで研究会は一致した。一方、資産サイドの相当部分を国債や社債で運用している金融機関（本邦にはそうした銀行が多い）では、トレーディング勘定と「契約金利に基づいて管理」されている勘定の区分があいまいになる懸念がある。このため、後者の区分においてどのような状況で、また、どの程度の売却が許容されるかについての基準が必要であるという意見があった。

公正価値オプション（質問5～6）

公正価値オプションは資産負債の意図的ミスマッチを収益源とする金融機関に適用するのが合理的であり、引き続き容認すべきである。

再分類（質問7）

再分類を禁止するという公開草案の提案を基本的に支持する。ただし、M&Aで経営者が変わった場合のように、ビジネスモデルが全面変更になることもある。このような場合に、再分類理由・影響の詳細開示、遡及適用は認めないことを条件に再分類を例外的に認める規定を設けるべきである。

市場価格がない株式の評価（質問8～9）

我々は市場価格がない株式の時価評価は技術的に難しく、恣意性の介入する余地があり、これによって投資の意思決定有用性が高まるとは思えないために反対である。公開草案は現在、既に減損テストを行っていることから、時価評価も可能なはずだとしている。しかし、減損における下方評価と時価評価において生じる上方評価には技術的に大きな相違がある。減損処理では、簿価より下方の評価は反映できても、時価の値上がりによる情報への評価は、行い得ない。さらに、減損は具体的（visible）な証拠をベースにするのに対して、時価の上方評価は目に見えない（invisible）可能性を取り込む必要があり、裁量の余地が大きい。減損額は最大でも簿価の100%であるが、時価の上方評価は青天井の余地がある。例えば、同じ1株当たり利益を予想したとしても、PERを何倍にするかによって「時価」は大きく異なるのである。上方評価のこうした性格は、その恣意的な利用の誘引となりがちである。さらに、ジョイント・ベンチャーへの出資等で同一の銘柄を同一の時期に取得した複数の企業が、全く異なった評価をすることもありうる。こうした評価を許容することは財務報告の信頼性を損なう可能性がある。

その他の包括利益で測定される株式（質問10～11）

(1) その他包括利益での評価

我々は一部の株式の評価損益をその他包括利益に計上することを支持する。わが国ではビジネス上の必要から他社の株式を長期で保有する習慣があり、この時価変動を純利益で認識するのは業績評価指標としての純利益に無意味な変動性をもたらすからである。この規定はわが国を意識して設けられたと思われるが、個別国の商習慣を尊重するIASBの現実的な姿勢に敬意を表す。

(2) リサイクルリング

公開草案は上記株式の売却時には売却損益をリサイクルしないとしているが、我々はこの点には反対である。戦略投資株式の成果は超過利益として純利益に含まれて入るはずである。この超過利益をもたらしたコストが株式保有なので、その保有が終了した時点で戦略投資の投資採算を確定するために売却損益は純利益で認識すべきである。ただし、この点に関し当研究会の意見は議論の当初は一致しなかった。戦略株式投資の売却タイミングは純利益操作のために恣意的に決められる可能性があること、そもそも当期業績指標としての純利益に長期保有資産の実現損益を含めるべきではない、といった理由でリサイクルリングに反対する委員もいた。

我々は純利益の操作性に関しては許容できる操作と許容できない操作という2つに分けられると考えている。許容できない操作とは投資家が操作それ自体を認識できない事態である。許容できる操作とは投資家が操作を明瞭に認識できる事態で、この場合には投資家にとって純利益操作は経営者の意図を読み解くという情報価値が生じるのである。IASBの理事の一部は30年前に買った株の実現益には意味がないと主張しているが、利益が実現されたことが明瞭に認識できる場合にはこれを純利益に含めることに十分な意味がある。

公開草案はリサイクリングしない根拠を、利益は一度（包括利益で）認識すればよく、二度（売却時に純利益で）認識する必要はないとしている。我々は、常に変動する OCI とキャッシュに裏付けられて確定した実現損益では利益の質が異なると考えている。実現損益（2度目の認識）の明示には情報価値がある。一度売られたものは、その後価格が変化することはないのである。

上記を踏まえて、研究会は純利益の直前に当期にリサイクリングされた項目・金額を明瞭に示すことを前提にリサイクリングを行うことで合意した。提案様式は次のとおり。

営業利益	XXX
・・・	
当期リサイクリング	
株式	XX
外国為替	XX
・・・	
税引き前当期純利益	XXX

(3)配当

公開草案は当該株式の配当を OCI に繰り入れるとしているが、当研究会はこれには反対である。これまでの OCI の性格（評価対応）を変質させる提案であり、また株式保有に伴う機会費用（端的には借入金利）は純損益に計上されるのに、これを相殺する配当金を OCI に繰り入れるのは一貫性がないためである。

(4)アンケートに見る意見

当研究会の上記意見は冒頭に触れたアンケート調査における会員意見を参考にしている。関連する具体的な質問と回答は次のとおりであった。

Q8：リサイクリングをすれば、企業の一生を通じてキャッシュ・フロー、純利益、包括利益の総額は一致します。公開草案で提案されている様に、リサイクリングを中止し、受取配当金をその他の包括利益（OCI）で認識すると、純利益は他の二つと一致しなくなるため、実現ベースでキャッシュに裏付けられた利益という、純利益の従来性格が大きく変わります。これについて、どう思いますか。

A8：

<input type="radio"/> 従来と同じ純利益を表示すべきである。	72人	65.4%
<input type="radio"/> 提案通りが良い。	29人	26.4%
<input type="radio"/> その他。	9人	8.2%

代替的なアプローチ(質問14～15)

代替的なアプローチはいずれも本案より投資意思決定に有用な情報をもたらすとは考えられないために反対である。

2009年9月4日

当意見書についての質問、確認などがあれば、金子 誠一 (s-kaneko@saa.or.jp) 宛に問い合わせされたい。

日本証券アナリスト協会
企業会計研究会
座長 北村 敬子

IASB「金融商品：分類と測定」に関するアンケート結果

8月3日に開催した勉強会「IASB 公開草案「金融商品：分類と測定」について」の参加者 172 名に対し、8月7日にアンケートを送付した。8月18日の締切りまでに 110 名から回答があり、回収率は 64%であった。

Q1：IASBの公開草案「金融商品：分類と測定」は、金融商品を現行IAS39号の4分類（トレーディング、満期保有、売却可能、貸付金及び債権）から、2分類（公正価値、償却原価）へ簡素化することを提案しています。この提案によって、投資の意思決定に際して財務報告の有用性が高まると思われますか。

A1：

<input type="radio"/> 思う。	31人	28.2%
<input type="radio"/> 思わない。	40人	36.4%
<input type="radio"/> どちらともいえない。	39人	35.4%

Q2：公開草案は、「基本的な貸付金の特徴」、「契約金利に基づく管理」という2つの要件を満たす金融資産・金融負債は、償却原価で評価するというアプローチを提案しています（勉強会資料3ページの図参照）。このアプローチで、投資の意思決定に有用な情報が得られると思えますか。

A2：

<input type="radio"/> 思う。	14人	12.7%
<input type="radio"/> 思うが、市場性のある金融商品については時価を注記すべきである。	71人	64.5%
<input type="radio"/> 思わない。金融商品は原則として全て時価評価すべきである。	17人	15.5%
<input type="radio"/> その他。	8人	7.3%

Q3：公開草案は、現行IAS39号とは異なり、公正価値オプションが適用できる状況を狭めています。すなわち、会計上のミスマッチを消去または大幅に削減できる場合に限り、当初認識時に純損益を通じて金融資産・金融負債を公正価値で測定できる公正価値オプションの継続を提案しています。公正価値オプションの継続に賛成ですか、反対ですか。

A3 :

<input type="radio"/> 賛成である。	58 人	52.7%
<input type="radio"/> 反対である。	13 人	11.8%
<input type="radio"/> どちらともいえない。	39 人	35.5%

Q4 : 現行 IAS39 号や日本基準は一定の限定的な条件下で、金融商品の再分類を認めています。これに対して、公開草案は、公正価値と償却原価、公正価値内の純利益とその他の包括利益（OCI）の間の再分類を禁止することを提案しています。この提案に賛成ですか、反対ですか。

A4 :

<input type="radio"/> 賛成である。恣意的な再分類を防ぐ必要がある。	49 人	44.5%
<input type="radio"/> 反対である。ビジネスモデルの変化により、保有目的や管理方法も変わるので、一定の限定的な条件下で再分類を認めるべきである。	51 人	46.4%
<input type="radio"/> どちらともいえない。	10 人	9.1%

Q5 : 公開草案は、現行 IAS39 号や日本基準と異なり、公表市場価格がなく、信頼性をもって公正価値を測定できない持分金融商品（未上場株式など）も、原価でなく公正価値で測定することを提案しています。未上場株式などを公正価値で評価することによって、投資の意思決定に有用な情報が得られると思いますか。

A5 :

<input type="radio"/> 思う。	36 人	32.7%
<input type="radio"/> 思わない。	46 人	41.8%
<input type="radio"/> どちらともいえない。	28 人	25.5%

Q6 : 公開草案は、売却可能金融資産（その他有価証券）の区分を廃止すると共に、経営者が任意に選択した持分金融商品（株式）について、公正価値評価差額をその他の包括利益（OCI）で認識することを提案しています。この提案は、日本企業に固有の株式持合への配慮によるという見方もあります。この提案に賛成ですか、反対ですか。

A6 :

<input type="radio"/> 賛成である。	61 人	55.4%
<input type="radio"/> 反対である。少なくとも上場株式は全て公正価値で評価し、純損益に反映すべきである。	30 人	27.3%
<input type="radio"/> その他。	19 人	17.3%

Q7: 公開草案は、現行 IAS39 号や日本基準と異なり、**Q6** のその他の包括利益 (OCI) を通じて公正価値で測定する持分金融商品 (株式) に関して、売却損益は純損益にリサイクルせず、受取配当金は純損益ではなく OCI で認識し、減損の取扱いもしないことを提案しています。この方法によって、投資の意思決定に有用な情報が得られると思いますか？

A7:

<input type="radio"/> 思う。	36 人	32.7%
<input type="radio"/> 思わない。	48 人	43.7%
<input type="radio"/> どちらともいえない。	26 人	23.6%

Q8: リサイクルリングをすれば、企業の一生を通じてキャッシュ・フロー、純利益、包括利益の総額は一致します。公開草案で提案されている様に、リサイクルリングを中止し、受取配当金をその他の包括利益 (OCI) で認識すると、純利益は他の二つと一致しなくなるため、実現ベースでキャッシュに裏付けられた利益という、純利益の従来性格が大きく変わります。これについて、どう思いますか。

A8:

<input type="radio"/> 従来と同じ純利益を表示すべきである。	72 人	65.4%
<input type="radio"/> 提案通りが良い。	29 人	26.4%
<input type="radio"/> その他。	9 人	8.2%